令和5年分確定申告の納付期限等について

	納付書 で 納税される方	振替納税 を 利用されている方
所得税 及び復興特別所得税	3月15日(金)	4月23日(火)
消費税 及び地方消費税	4 _月 1 _{日(月)}	4月30日(火)

[※] 転居等により 納税地や申告する税務署が変わった場合等は、各種手続きが必要です。必ずお申し出ください。

◎申告所得税の延納制度とは、

令和6年3月15日(金)まで(振替納税の場合は令和6年4月23日(火))に納付すべき 税額の**2分の1以上**を納付すれば、残りの税額の納付を**令和6年5月31日(金)**まで延長 することができます。(振替納税の場合も、5月31日(金)が振替納付日)。

◎3月15日までに納付がない(又は振替納付日に振替ができない。)場合は、延納分を含む全額を納付しなければならなくなり、3月16日から延滞税が加算されます。